

湯沢町産野生きのこの放射性物質の検査結果について  
 (10月22日検査分)

今年度の状況を把握するため、採取した野生きのこの検査を実施したところ、1検体から食品衛生法の基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

なお、湯沢町産野生きのこは、昨年度の検査で基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県は湯沢町等に対し出荷及び食用の自粛を要請しています。

## 【調査概要】

- ・湯沢町を5地区（湯沢、神立、土樽、三俣、三国）に区分し、食用に供される野生きのこを検査

(検査機関：(一財)新潟県環境衛生研究所)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	採取場所	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	チャナメツムタケ	湯沢町 湯沢	26	64	90	検出されず (4.1未満)
2	クリタケ	湯沢町 神立	検出されず (3.4未満)	9.8	9.8	検出されず (3.3未満)
3	ムキタケ	湯沢町 神立	検出されず (3.0未満)	13	13	検出されず (3.1未満)
4	ナラタケ	湯沢町 土樽	3.5	8.1	12	検出されず (4.2未満)
5	チャナメツムタケ	湯沢町 土樽	28	72	100	検出されず (4.2未満)
6	ナラタケ	湯沢町 三俣	検出されず (3.1未満)	検出されず (3.1未満)	検出されず (6.2未満)	検出されず (2.9未満)
7	ムキタケ	湯沢町 三俣	6.8	17	24	検出されず (2.9未満)
8	ナラタケ	湯沢町 三国	15	33	48	検出されず (3.2未満)
9	ムキタケ	湯沢町 三国	5.3	18	23	検出されず (3.2未満)
10	チャナメツムタケ	湯沢町 三国	65	160	230	検出されず (4.3未満)

食品衛生法の規格基準（一般食品）	100	基準なし
------------------	-----	------

カッコ内の数値（「〇未満」の〇）は、検出限界値\*です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性セシウムが検出されなかったことを意味します。

- ※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射能の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

&lt;きのこの生態等に関する問い合わせ先&gt;

農林水産部林政課

電話 025-280-5326

内線 3028

&lt;この記載事項に関する問い合わせ先&gt;

農林水産部食品・流通課

電話 025-280-5303

内線 2940